

お知らせ

国民健康保険税のお支払いについて

来年度から、限定なく「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制となります。

これまでは、2年間、保険税の納め忘れがなかった方が口座振替で支払う場合に限って、口座振替とすることができましたが、来年度からこうした限定がなくなります。

口座振替でのお支払いをご希望される方は、1月30日までに市役所税務課または総合支所地域振興課の窓口へお手続きください。

なお、お手続きいただきますと、4月分の年金からのお支払いが中止されます。

【ご注意】

- 1 お手続きに際しては、口座振替依頼書の提出が必要です。①振替口座の預金通帳、②通帳のお届け印、③保険証をご持参ください。
- 2 上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金から中止させていただくことになります。
- 3 口座からのお支払いに変更した場合、所得申告時等の保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。

◆問い合わせ先

本宮市役所 税務課 市民税係
☎33-1111 (内線164)
白沢総合支所 地域振興課
☎44-2111 (内線509)

長寿医療(後期高齢者医療)制度の保険料のお支払いについて

来年度から、限定なく「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制となります。

これまでは、年金から保険料をお支払いいただいている方について、2年間、国民健康保険の保険税の納め忘れがなかった方ご本人が口座振替で支払う場合や、世帯主・配偶者が、ご本人(年金収入が180万円未満の方)に代わって口座振替で支払う場合に限り、口座振替とすることができましたが、来年度からこうした限定がなくなります。

現在、年金から保険料をお支払いいただいている方で、口座振替でのお支払いをご希望される方は、金融機関の窓口で口座振替のお手続きをしていただいてから、市民課国保年金係の窓口でお手続きください。

1月30日までに手続きいただくと、4月分の年金からのお支払いが中止され、8月から口座振替によりお支払いいただくこととなります(お支払いいただく保険料の総額は変わりません)。

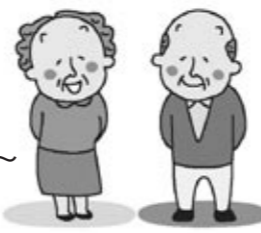
【ご注意】

- 1 お手続きに際しては、①金融機関へお申し込みいただいた「本宮市税等口座振替依頼書」のご本人控え、②認め印、③長寿医療(後期高齢者医療)制度の保険証をご持参ください。
- 2 上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、6月分以降の年金から中止させていただくこととなります。
- 3 口座からのお支払いに変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

◆問い合わせ先

本宮市役所 市民課 国保年金係
☎33-1111 (☎内線127)

国民年金は、**終身保障!**
～生きています限り受け取れます～



国民年金は国が運営する公的年金制度です。20歳になったときには、日本国内に住所を有するすべての方が加入します。保険料を納付して、年金を受けとることは、義務であり権利となっています。
国民年金は終身年金なので、受給開始から生涯にわたり老齢基礎年金を受け取ることが出来ます。基礎年金の3分の1(将来は2分の1)を国が補助するので、現在20歳の方も、平均的に長生きすれば、納付した保険料額以上の年金を受け取ることが出来るおトクな仕組みとなっています。
もし、保険料の未納期間が多くて年金が受け取れない場合、年金に充てられる国の補助(税金)を負担し続けているのに、そのメリットを何も受けられないことになってしまいます。つまり、20歳から6歳になるまで保険料を納付して、満期の基礎年金を受け取ることが一番おトクです。



国民年金は20歳から加入です!

年金

だより

NENKINDAYORI

学生の方には、うれしい特例も!

学生(※)の方には、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。本人の所得が一定以下の学生が対象となり、家族の方の所得は問いません。申請は、4月分から翌年3月分まで(年度途中から20歳になる方は、その月分から3月分まで)の申請をしていただくようになります。

- ◆手続き場所
- ・市役所市民課
- ・白沢総合支所市民福祉課

30歳未満なら、後払いもOK。

学生ではない30歳未満の方には、本人と配偶者の収入が一定額以下であれば、申請により国民年金の保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

ご本人の収入が少ないのに、同居する親(世帯主)の収入が一定額以上であるために、保険料の免除制度が利用できない方は、この制度をご利用ください。

- ◆問い合わせ先 市民課 国保年金係 (☎内線127)

真心・親切、お客様の足となり日々安全運転!
一般貸切旅客自動車運送業
小型バスから大型バスまで

観光・研修会・冠婚葬祭等バスのご用命は

協和交通株式会社

TEL 0243-34-4450 FAX 0243-34-4481
〒969-1101 福島県本宮市高木字猫田53-1

感動を残したい。

MOJIMOTO PRINTING

有限会社 モリモト印刷

〒969-1163 本宮市本宮字白川73-1 TEL 34-2967 FAX 34-4171

感動を伝えたい。

水まわりのリフォームで快適な暮らしを!

お風呂・台所・トイレ・洗面台のリフォームなら当社におまかせ!
給湯機など水道設備の修理も承ります

本宮市水道工事指定店 (株) 小山設備

代表取締役 小山 宏

〒969-1124 本宮市本宮字仲町39
TEL 0243-33-3031 FAX 0243-33-3036

借金(サラ金・ローン返済)にお悩みの方ご相談ください

司法書士法人 あおば事務所

福島事務所: 福島市南中央3丁目7-2 鶴島ガーデン102号
電話番号: 024-528-8802
二本松事務所: 二本松市成田1丁目816-1 コーポ成田3-101号
電話番号: 0243-62-2515